



みずほ信託銀行がスターティアホールディングス<3393>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のスターティアホールディングス<3393>について、みずほ信託銀行が9月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託財産として運用その他の信託目的に従い保有するもの。」によるもの。

報告書によると、みずほ信託銀行のスターティアホールディングス株式保有比率は、5.34%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年8月30日。